

消費税法改正にともなう上下水道料金等の改定のお知らせ

令和元年10月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率が10%に引き上げされることになりました。これに伴い、上下水道使用料金及び水道加入金が下記のとおり変わります。

※なお、令和元年9月から継続して水道を使用している方については、令和元年11月定例検針分までは旧税率(8%)で算定いたします。

■新水道料金表（一般用 2か月につき）

		水 量				水道料金（税込）		
基本料金		20㎡まで				3,080円		
従量料金 (1㎡につき)		21㎡から40㎡まで				187円		
		41㎡から80㎡まで				220円		
		80㎡を超えるもの				242円		
水道メーター 使用料	口径 料金	13㍓	20㍓	25㍓	30㍓	40㍓	50㍓	75㍓
		154円	286円	308円	440円	506円	2,200円	3,080円

■新水道加入金表（※新水道加入金は、令和元年10月申請分から適用されます）

口 径	金額（税込）	口 径	金額（税込）
13mm	99,000円	40mm	616,000円
20mm	154,000円	50mm	946,000円
25mm	220,000円	75mm	2,112,000円
30mm	341,000円		

<ウラ面をご覧ください>

■新下水道料金表（2か月につき）

	排除下水量	下水道料金(税込)	排除汚水量	浄化槽料金(税込)
基本料金		1,980円	20 ^m まで	2,860円
従量料金 (1 ^m につき)	20 ^m まで	44円	21 ^m から 40 ^m	176円
	21 ^m から40 ^m	165円	41 ^m から 60 ^m	198円
	41 ^m から80 ^m	187円	61 ^m から100 ^m	209円
	81 ^m 以上	209円	101 ^m から200 ^m	220円
			201 ^m 以上	231円

<汚水量の算定>

- ・市営水道をご使用の場合は、水道使用水量が汚水量となります。
- ・井戸水をご使用の場合は、世帯人数1人につき14^m／2か月になります。
- ・上記両方を併用してご使用の場合は、水道使用水量と世帯人数1人につき14^m／2か月のいずれが多いほうが汚水量となります。

～～ 検針にご協力をお願いします ～～

犬は放し飼いにせず、出入り口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。
メーターボックスの上に車や物を置かないようにしてください。

【お問合せ先】

小美玉市上下水道料金お客様サービスセンター

☎0299-36-8811（受付時間 8:30～17:15）

※土・日・祝日は電話受付のみとなります